

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等検討部会（第3回）

議 事 要 旨

- 1 開催日時：令和6年7月5日（金）13：00～14：30
- 2 開催場所：WEB会議
- 3 議題
 - ・物品・役務等に係る入札参加資格審査の申請方法の共通化について
- 4 議事概要
 - ・事務局から資料に沿って、入札参加資格審査申請の共通の申請方法のたたき台について説明後、意見交換を実施。

【意見交換】

（共通の資格の有効期間を3年とすることについての意見）

- （3年より短い有効期間が設定されている地方公共団体に申請している）事業者にとっては、申請回数が減ることによって、事務負担が軽減されるか。ただし、資格の有効期間が長くなることによって、納税状況の確認頻度が少なくなることが懸念されるか。
- 特に市町村においては、建設工事、建設・測量コンサルタント及び物品・役務等の申請を同一の時期に受け付けていると考えられる。建設工事及び建設・測量コンサルタントの資格の有効期間は2年としている団体が多いと考えられるため、物品・役務等の資格の有効期間を3年とした場合、建設工事と物品・役務等の両方に申請をする事業者にとっては、申請の時期が変わることにより、事務負担が大きくなる考える。
また、建設工事及び建設・測量コンサルタントの資格の有効期間を3年とすることについては、経営事項審査の有効期間が審査基準日から1年7か月後とされていることも踏まえると、経営状況の把握の観点からは適当ではなく、引き続き2年とすることが望ましいのではないかと。これを踏まえ、物品・役務等の資格の有効期間についてもこれに合わせて2年とすべきではないかと。

- 経営事項審査の基準日は事業者によって違うから、建設工事の資格の有効期間が2年であっても、申請時期によっては2年間担保されているものではない。納税証明等も同様であるが、資格の全有効期間は担保されないことから、必ずしも2年でなければならぬものではない。ただし、経営事項審査の有効期間が経過した後の期間が長くなるという課題もある。

(資格の有効期間の開始時期を4月1日とすることについての意見)

- 現状、随時申請を受付しており、資格の有効期間の開始時期が事業者ごとに異なっているため、当該開始時期を4月1日に統一すると、申請や審査事務のスケジュールが一変することになり影響は大きい。しかしながら、共通化するためには、審査事務のスケジュールを変えざるを得ないものと考えている。

(申請方式について、定期申請に加えて随時申請又は追加申請を併用可能とすることについての意見)

- 現状、資格の有効期間を2年とし、定期申請のみ受付をしているが、仮に資格の有効期間が3年に共通化された場合は、定期申請のみでは事業者にとって不便となるため、随時申請や追加申請を受け付ける必要があると考える。

(申請の受付時期、期間について、定期申請を「9月1日から10月31日」、随時申請を「4月1日から、次期定期申請の直前の2月28日」、追加申請を「定期申請の1年後及び2年後の9月1日から9月30日」とすることについての意見)

- 共同受付で約三千数百件の審査をしているが、3割程度は不備があり、訂正にかなりの時間を割いている。また、同時期に建設工事及び建設・測量コンサルタントの審査も行っているため、ぎりぎりの日程で審査をしている。

現状、仮に都道府県が5か月間で審査できているとしても、全国単位で共同受付・審査の体制を構築した場合には、申請件数が増加することが見込まれる。全国単位での共通審査に遅れが発生すると、その後の各地方公共団体の審査事務も遅れることとなるため、資格の有効期間の開始までに認定が間に合わないおそれがある。このため、審査期間にはもう少し余裕を持った方が良いのではないかと考える。

- 随時申請の申請期間について、地方公共団体の判断により受付時期、期間を拡大す

ることが考えられるとあるが、地方公共団体によって受付の期間が異なるのは、事業者の混乱を来すのではないか。

- 随時申請・追加申請の受付期間の共通化の考え方としては、最低限の共通の受付期間を設定することで、随時申請又は追加申請の受付をしている地方公共団体に対しては、少なくとも当該最低限の期間内は申請をすることができるという事業者の予見可能性を高めようとするものである。

加えて、各地方公共団体が任意で受付期間を拡大できることによって、事業者の利便性が高まるのではないかと考えている。

(審査の基準日を「資格審査の申請日」とすることについての意見)

- 現状、審査の基準日については定めていないが、必要書類の有効期限は定めている。例えば、納税証明については3か月前までのものとしている。また、経営事項審査についても有効期限がある。

(申請に使用する言語について「申請書・財務諸表は日本語、その他の書類は日本語訳を付記又は添付」とすること、金額欄の記載方法について「財務省告示の外国貨幣換算率により換算」とすることについての意見)

- 現状においても、日本国内に登記のない外国企業から申請があった場合、日本語訳の書類を添付する方法や、財務省の告示に基づいて日本円に換算した額を記入する方法で申請を受け付ける運用をしている。特段問題ないと考える。

(審査結果の通知方法について、ホームページ又はシステムで公開すること、資格を有しない者や希望者には郵送するという方法とすることについての意見・名簿の公開について、ホームページ又はシステムで公表する方法とすることについての意見)

- 資格を有しない者や希望者に審査結果を書面で郵送することについては、ペーパー化を進めていることや希望者のみに書面の郵送をすることとすると事務処理が複雑となることから、ホームページやシステムのみでの通知とした方が良いのではないか。
- 現状、書面の郵送を行っているが、メール等での通知にしても支障はないと考える。